薑蒻錄

止

775
32

曽イ門
775
.32

薫蕕録巻之七

目録

仰瞻図簿長歌
石清水御願書
加茂皇大神宮記
春日社参記
両聖記
太神宮参詣記
加茂社御願書
仝祭儛詞
榊葉日記
舞御覧記

東京帝国大学図書之印

薫蘭集巻之三十壱

仰瞻園簿長歌

中村直道

宮内省図書寮

寛政の二とせ冬くれぬる年乃十一月廿二日
の日新大宮ゝ造らるひの大清よそひ
を見まつるとてよめる歌
反歌

正宣長

掛まくもあやにかしこき天皇の神乃皆
うつそみの世乃事なれば万代乃栄を願
なる日天ゝ志中ゝく無く大きしくぬ志ろし
いくもまそみの境乃ゝ宮ゝき大清人無

天地と共にうつり変はるのうきよかな
空なる大法世なれば拾ひに宗行時は
もしこの大文字くるあふ法とうり見ひ
くあらめや古のかこちをつくるまく
はしく造りなさ神かうおもはは
しゑんして大命おなじ孫へを天地の神
あ能うなひとろくのよさし此国を人
も大きくくらもも大志の命かしこみ家
うれ月もきれぬを玉のよる
宝おくいを沈みそうしてはるの春
あるを玉の年しふ孫を玉しの紀の安
の文無くみさしに光照そひ玉乃こと

造りとみうりれ玉のこと照るれ文の瑞文
乃さ彩文をくはふ稚をいはれを
法尾茶れはもあれをひ百車さもの
ちと拾ちつふさいをいるもの能くをこと
つを去かくさ者しを月の今日の世里
日を天の原をくさ方れ新日新小ほひ
うくやさ大法風輦をひをして
いやさ光に小くし車乃深屋形造をて
ふうう百をくはは八十体のをい行房乃
をさつくなをくかをかをふ庭の法
うさ拾はつのさ法ちをを本しを宝く
春候花の桃乃花れあふちれを

厳の大まへ法さま
の中へつきさし左みさつまを百なへて
少ももさし二法ほうを分まつたるを
大法さ来つるへまつたるを
久くさのみを
なへゆく摩つつさ厳の命無く食
国の幸執持く天の下申し給ふ
ゆくゆくにのらし給ふ小車大牛乃
宮の敷ふうなる法世のくさめ宮法
つくくさせし法ひくく玉ほふの道の
長もとせもく法ほと大法くいてく多
うなく来くかふ白雲の葉田の山を
さ来牛のそうひくく見つくさくぬもを

白川海を沖まさ青柳の名井鶴河
乃法さ川潮さ刺竹の大宮人の紅衣
きたなふ神のみ乃新もうつのさそく
かそふ大橋小橋百の法めふくくつて
法さくくいゆさ陶くく大法深の内
へくくう日の宴の大ふ新をれく日乃律の
道ゆさすみ九重の乃重をさくく中の
重さ入まくくさ市あく法鼓の音
さ吹なもや笛のくくへ無く雪ふる
乃もいたく去日なく法をもうくくに
ちうくくさくのちうくく水垣の久へく
孫くさを法代の法をつて法乃

へて文をかへす日の幸ひなる事
大敵を当代にとりいやうよう高数
まれなるあるべきその内の重乃大
治門持くへ入まれば大幸を
しあはさうなる恵なの国への徳さや
百民新しもれのの如くのとおもはさる
てこそうらやまれ乃ほうまねるまねし
ものいたひをうらみ夫法をあふ武見
よりなこうふくのきわふさ

反歌

ひや高ふ
天皇はよもひ文
しきさをめて
治世を業
当代にあ

わるきの也大人おとゝ法人おとゝ大宮うつ
うひのをとゝの世長うるかのれわるく
ゆきをとゝもえをとゝうみなるぬね
なるの人をとゝ只をとゝをとゝ宇
をとゝひをとゝ本をとゝ

左弦人大彼高門

文政六癸未夏皇月七日写之　中村直徳

薫蕕録巻之二十壹

薫蕕録巻之二十弐

中村直道輯

石清水宮御願書

後伏見院御製作

むかし元亨元年かのとのとしの十月四日きのえのひの
ようの日のよさ時ばかりの事なるにこの国の
のくにうの皇太神のむかしの人のをとゝをとゝもの
中をとゝをとゝ中流れ仁の神のをとゝをとゝ
ものをとゝ日つきいの国のをとゝをとゝ
らくてんしのをとゝ井戸のむかしのをとゝ
をとゝとゝのをとゝをとゝ法をとゝ
うんのをとゝ家をとゝ神のいのをとゝ

うしとらのまへに法らくしそえもんとくれかなきそ国
つりしよりおかさおわ男のうへとけんをおよ所ば
ちかきとある馬ばとしおとしふへきうとおほ
あれりしうにたう人へいかくちからとあるくらん
とうなふえんとむこをもちよそかをにの釈王で
うそうつまうんそしけるつそい御よのなとはいうなとを 光叢
まうし次のし一つまうきんせらそのこいるおか文志
らそうんの御いなうしさるら神明のおむりかん日お
らをたをされかおもん仏らさまへんこうしい御なにくと
けうなめてあるいらしにとなつ地きてんらんなう
らおとあまおるいつを事うんとおりかんと思事一
念のうまへなとてんなうにそつそいちむやと

くおらうみなとや一天のうまへなる紙神のことおと
うつすいを雨やうにわんわのおん孫んとやたとくに
つひをとちうくうんみはたうしあおりふことおとの
へんとまいふなおのこうくらにおりに神のならと
くおらなへ雨にうおん人への御なりらすてんのんか
らん一車一きんいつうしとましへむ神明なりし
申しなゆふへうす坊てなされなちらちなるされた
ちてそれまとくりうてさ紙わくなしあいわくらん
一こふしやう売国をしゆんなる面へ大わさ何こおし
御うときいら家くやむうしまくうけなるむひく
とれとうさそえし供のまりのとこ日なるわのさいなひ
たまへとをう派にとそてもみもや志をそくく

申し

右後伏見院御願書以扶桑拾葉集校合

右羣書類従巻第十四を校合してかうかへぬ

天保七丙申年八月十二日　中村萬喜直衛

薫蕕録巻之三十弐

薫蕕録巻之三十三

中村直道 集

賀茂社御願書　後伏見院

ことし嘉暦三年のとしのはしめちのころより九月四日
みかとのみこの孫よりは日をかさねて今上天皇御位にかせ
ゆくもかしこき賀茂大明神におもひまいらせしところに
ことしも中たえまなくそれをとけかなせいとかくへしみる
くいへもゆまの日はさとうきそくわうこうはしや
うちうふかくもつと叡慮のうんよいはる
ゆてさらに神おほしくふかり ゆうからしまさふ
せい人のよそひみねのふさんそのうん天のさけ
くるともわをおこいともうちのゆうのと一つのうしみち

なきひとハ日もとくひとく名をそふむらんのかまへ神
かんさるめそてらしき海いんさられたりしなりし見於
ききみわして世とかゝる物くるよ於らもや於ゆ於きハ
一人の於め於志ゝよ於らに於光のなさ於あめ於きに
なりなりしき御くすしや様いとさらて正月と御き
かんしてゝ神としてあふかをたまはらんやそもく大日
神於光くらと秘力にされたまふこの時よあるに
つちてもいさりつゝ於らにら重とたのとなりさた
てまつりふさしにらんのくとをもるしとくあゝ於と
そりあらんなみちよ也於らそらんと天りし御ゝ
まうゆへりしかなりそこら重とひくらよいやりそ
この人のとの於くくりんさいりし於るかとけへとを

むなうしまうし御の様んつきれなりしひ於うくとも神
なりいらてゝ志やとり字正とをそらんとりしむなりう
なき様んつらさ於の於りよあらそてあやりたりとたのむ仏
くらんさいのくらふなきくこ重とをそて八人へりまつく
さわりと於さまりし国にら御ちりしわ於ひらせん
あらなりくハあやうらさの神なふとさらてゝその於く
と於さそ於かららとのひさんやりくなり於らいとを
そらくハむなりしきふたるへし神わしあや様いとを
うきそハ秘様いえんとさるを秘様いんとさるをとハ
神御ささてたまふらんやいわなりしところまるくし
なくハ神かんさ於をらりしてその志りしとみせ
たまへいのなこころらしわるらし御しりらし秘

[illegible]

右賀茂社伝類書以校桑拾葉集一校畢

右書類従巻第千八（神祇部）大隅西甲斐介従五位下中村直道

薫蕕録巻之二十三

薫蕕録巻之二十四

中村直道集

賀茂皇大神宮記

不思議神代はむかし天の八重雲をおしわけて日向のくしふる嶽の高千穂の峯に降り給ひ天津ひつぎまして宮ゐしら太敷ましまして久しくおはしましぬ御ものくにかつぎ給ひ代をしらしめしてこの国をしりぬ石田賀茂及遷宮のすゑ小の山の麓の御川の小川たゆまれてこの国にあつまりあんをはしり御川の静かにくだりてせゝらぎをこゆるうるはしき御神光をあらはしたまひて石川せみの小川と

なむのうまひて御ぶくをぬぎ御人かうらう
ぶくもとりあへず御の天のうへに祝こそ奉て
御神ぶくをうらをかへしてかへす御生所
とかやをかなりさてせうの四月の祭を年の
日東河原にいて給ふ祝ものこまかに流れ御
禊をとりなをしまの日光上卿陣にまゐて六府をも
て競馬のうへ祝給て中の日関白賀茂詣をす
なり奉幣使発遣事なりかの御賀茂
度祓やうなるものもたてまつる御事
次に公卿殿上人競馬をおこなはせらる庭儀
卿も競馬なりそのれ舞人いとなみ下衆人
おなじく作法なりさてハ賀茂を

冠をかけなをしたる御の義ぶつけ給ふ祭
神ぶくをうまの日ものもとりたる冠をかけ
なをして詣なをしなりて主人家車琴打笏笠保坂を
めし具して上を於ぶとつゝめ社頭出て幣帛
あるを奏拝と称宜ともに奉をいこまを冠をかけ
なをしを遂求を渡河の舞なりあるなりて神宮
まゐりもむて御酒とをむ御ものけ所あるを
なり御前の儀式をしたの御やしろかるて
作り中間日御祭礼前の行幸あるを御ものに
をして一条大路とをりて賀茂の御やしろへ
御ものあるて御車みあひをなり今日ハ公
家ものの公卿勅使とをもて傍馬とあるを奉る

検非違使近衛文中ハ將内侍文おなじその車やと
つくりて地下の男人御許ハ許さるかくの神賀
相撲ハ[illegible]てわらふ男ハ[illegible]
[illegible]ハ天下のおもき事にたくひ
なくなりぬ[illegible]なり[illegible]一条の大路ハ
相撲車をもてかへ[illegible]桜ハ義家せきまてかまへたり
[illegible]車おりそひなくのあらしを今日の
事なり小路[illegible]家[illegible]
事ハ堀川の院の御宇ハ新熊野ましまし[illegible]
天下ハ御祈[illegible]寛治七年ハ[illegible]の
[illegible]馬ハ[illegible]
かの武徳殿のおりうけとりつて[illegible]つけて

樂を奏し神宴をなしたまふ[illegible]馬の
[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]
十一月の[illegible]ハ[illegible]
人皇六十九代の[illegible]の大宮とゝ[illegible]
[illegible]流の御事なり後ハ寛平法皇とゝなり
天皇[illegible]人の御門ハ王侍従[illegible]
[illegible]
[illegible]
王侍従ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

此今紀したりこそ後りまゐける太政大臣になりましに
めしつかはれさせ給ふ事のはしめにてもありなんかし
はしめ御門へそうしたまひしあつらしかくて次第
よろつのまつりことを思ひやりあつかひ申させ給ひて御様
あらせ給ける陽成の御門をは陽成院とそ申ける
清和天皇第一の御子なり九才にて位につき
たまふ后の御せうと関白照宣公御うしろみし
給て世をまつりことたまふにいはゆる
御こゝろくるはしくおはしてあさましき事
共のみおほくて御つかさ大裏の御庭にいや
しき物ともしてなきくひ合させ給ひ又
照宣公はしめとして御覧して王道をあやしむ

御心をさなくうちそへおはしましいさめ申し給ひけれ
ともあへて御門おほしいれさせ給はねは世中
いかゝあるへきとて照宣公いさめかねて宮
よるのおとゝあつめてはかりありて帝の
御位をおろし奉るへきよし申されけれは
の宮をそうらはしたてまつりて宮達の御
器量をえらひ申させ給ふに小松の天皇式部
卿の宮にておはしましけるをむかへさせて
陽成院の帝は二十七歳にておりさせ給ふ御
そのくらゐにはしめ御心かはりて世にあるまじき
狂気のまゝにあそひありきて物のけなと人
参内して花見の行幸に申させたまひ御車を

よをしられ侍ことハみかとの御心もれくてめされ侍ことも
あさましけれハさて二條院にこもらせ給ひなりて
群臣そうし申されけれハ八年の治世にて退給ひ
かくて世給ふ年より御位をおろし奉りぬと
あらはしかとも此のはかなくしあらはれけり
年なとさてあさましく果てそおはしましける八十二
おほしもむかしの事にかくおはしましかとも御こゝろなり
やうにそ侍りけれ小松の御門へまゐりて武部卿の
宮とそ先帝のめしける御車にのせ奉りて大内へ
参らせ侍りぬる日八二月ちしめの年日ふく
御てら京中の貴賤男女見ちかく群集して
思ひまかりけれ御果報めてたく侍るのみなるそまことに
小路もいとく叶なり御つゝしみし五十六歳なり
此御の大極殿へ御輦にて御即位ありけることそ
めてたくも御代をおさめさせ給ふ小車三年光孝天皇
と申ハこれなり又ハ小松の帝とも申仁和のみかと
とも申なり御子あまたおはしましける中に第一ハ一品
式部卿是忠親王二ハ左近中将是定親王三ハ王
侍従そのおはします宮たちおりしくらゐしてすゑ
の御子王侍従御兄たちをさしおきて位に
つかせ給ふ事ハこれもひとへに小賀茂大神宮の御
よりそハやくくしくたのみ給ふにあらたなる御神
恵みありけるとそかしこく思召て世給ふぬ御位の由
御いのりとうけつのひ仁和三年八月廿六日御歳廿一

[illegible]
[illegible]
寛平元年十月十の間[illegible]日[illegible]賀茂神社へ
[illegible]祭[illegible]関白[illegible]宮[illegible]病男[illegible]院の大臣時平ニ
[illegible]の中[illegible]御[illegible]勅[illegible]
[illegible]と[illegible]和[illegible]と[illegible]
[illegible]奉[illegible]

[illegible]賀茂の社[illegible]御[illegible]
[illegible]神馬[illegible]人[illegible]人[illegible]社[illegible]儀式[illegible]
[illegible]月[illegible]祭[illegible]
[illegible]神[illegible]この御[illegible]
[illegible]御[illegible]神[illegible]苗[illegible]日[illegible]

[illegible]て動[illegible]御代の御[illegible]
[illegible]見[illegible]社のやしろ
[illegible]賀茂
[illegible]天[illegible]御神社
[illegible]
[illegible]二十二社の内[illegible]御年神年
[illegible]神年[illegible]
[illegible]天[illegible]御
[illegible]十年[illegible]月甲午勅[illegible]山城国乙訓郡賀茂御社
[illegible]雷社二神之祭[illegible]中[illegible]
[illegible]大[illegible]中[illegible]中[illegible]
[illegible]大[illegible]大[illegible]
[illegible]二日の祈年

と中祇とゝ云ひ今ひ賀茂御社かゝるかゝりの
一日の神事とい小祇と申し松尾平野ゆ下
法社の祭りの〳〵ゆ物さ宇佐宮の法師
ゆゝとい延喜の帝と申奉り世さいとゝ
世ゆ申とゝやうゆして百民たのゝこゝろ万
歳とうたふ世の人帝と申やうは延喜聖代と申
てゝくたさ御代の事ゆ小さゆ申ゆ
ゝゝ御の帝ハ兼年のゝんゆゝ朱雀院と申ける
寛宝法皇の御孫延喜の帝ゆ申ゆ
いうして世申ゆゝ法皇ゆ申ゆ
いゝゝゝの勅宣ゆゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ東八ヶ國とゝゝ

一門若者眷属とハ卿上雲殿諸国のつゝさゝゆ
けるゆ御出ハ馬の新小勅ゆゝ正税官物とう
ゝゝゝ先ゆゝゝ義家の事ゝゝゝゝ
この将門ゆ内通して西ゆ孫逆とゆこうゆ
九ヶ國とうゝゝゝゝゝ東夷西戎一時ゆ
うして四海とうゝゝゝゝゝゝゝゝ
人民のゝけゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
やゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
の冥加の御ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
御ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
小賀茂御やゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]十石百姓
のやうれさ[illegible]ありし御事まさる帝代のちんしをれと神慮
もさこそうもしくおかたしかしかたる御示
況ものをあらしかたまし事ハ[illegible]なかたをもを
あたらしくおかしめ還幸なり給ぬるをもち
いくかもなく将門ハ四郎藤太秀郷ふうたをすこ
ものよりおのかの用されて東国も西海も
事ゆへなく御をへ人民あ法となりふなり世わたき
帝のあいをふハ賀茂宮を神のおうこの御先ゑこ
ゆくまもなく世をふ世をたつまれぬと見しかハ
御ちんかう御まして帝帝とをへ神法とうや
う法ひなり世御ふうして後一条院も賀茂の御
社ふ行幸し給ふ上東門院と同し御車ふめさ
ハしかハ神殿より立まうせあまいをして紫野
よりまくに[illegible]御ちをたまハりて還幸
殿よりかくそ[illegible]へさ[illegible]あるよもけ
[illegible]
[illegible]
二月御社の神を[illegible]
二月御社へいのをとうけかよれをたうかるを
あらりけるをもむ中ゆも後成ハ和歌乃うちふ
叶ふ孫ふをうくちをせをへ行を[illegible]南
社をとうやまむ子日のあををををむうりまを
治承四年六月九日福[illegible]の新都事をを[illegible]あり

仁王雲居法師の弟子と定まりて一宗より宗旨
あらそひ出来りて下を乱り所なく事出来りし
人々くるしみなりし事なれども未定
なり光明寺を造立せらるる時に五宗大綱云
邪徒に風俗を乱て白日世間に事をなしてし
月十日上様に言上をなける彼大綱云邪徒大福
長者ゆえ御内々を以て公儀へ
なり此宗門法師の事なる時母の御
なるべきに家まつしきを賀茂の御やしろへ
参り給ひて福力の望をかけ給ふに祈願
中されなを八王子の山先の御内
やうなるまれなる大綱云邪徒

小さなりしなりなり拾ひあつめこれこれ人皆
宗代のえらびとい様式天皇も中けの宗旨の
天皇も後西園寺の御ちかさ
も後西園寺の教を
てをりむきもなこと成ける人とふ御
なりなるとふ光ハ惟宗ふ
あるを場おなりと人々
あむのこと延暦寺
うつされなる世界の宗こ
せりと音信かの教を
大綱云邪宗小界地奉徒
地獄の方角を巡り人々

ことふかく御神をいのりたてまつる
うたてあさうんやうさもたるるこころかなとおぼしめしつゝ夢
にかの御ふさうをあらはしたてまつりて延暦十二年十月廿一日
長岡の宮より今の京城にうつされたまふ
とのゝ事はいとかしこくあらたにして神武天皇
日向のくに宮崎の宮にをはしまして橿原の
宮にうつりたまひしより二千百六十年にあたりて
ゆくすえのためしとあらまほしかるべき今の京をば
延暦十三年甲子の年遷都あり桓武
かの天皇を神にまつりて奉幣をたてまつり遷都の
よしをつけまをさるべき城の法号をいかがなんと
ゆくすえのためしとなるべきことをへて

御門まいりしてうたをたてまつりたまふ 桓武天皇の
御諱は御位をさりたまひてのち後の二条の
同の天皇とぞまうす 天下をしろしめすこと
年あまりとをとせ 平城の御門とは御母の
中つかさの女 光仁の御門の御子 嵯峨の天皇ふ
たつの宮城 天皇とは中宮 ひとりはこれ
法皇 とかくせあるべきなり
右京と成 かの新都をば
京とは光仁御門のことなり御位をさりたまひて
世人のとりさまにしたがひまいらせて
つくりたてまつりたまひしき男女
ゆくすえまでもかたりつたへ光仁へ崇しあむ

ちかいはしめとなり御くしのはさし給ひしを事に
あしきよ天神御代にもまし満さかりしていとかく
おはしまししかそとのけさきみしたりしかは先帝
くやしき事におほしめして御くしのよかへるをつかせ
おさむるの御目をまもりたまへ内侍のかたはらに
おきて先帝をしのひ給ふとつませおはしてみかとは御ほとをまもりて
いはまとなりしは世々の所謂霧(?)の臣仲臓と
いふ人を大将として筑紫の兵をそへあまた討えい
くさとものへこれらかしこに世を申さわきのなり
弟か方の民ならやまきなかりしと見ゆるとしはしきりし
めしをわけて神武天皇御かとよ天神饒速日尊の御子
宇麻志間見命といふ神あり外舅長髄彦といふ神

天孫の御子に高経いまそかりつるもやかて軍にまけて
しそ姉せさせたまふといへとこれにそへて皇軍たちまち
志も剣を失ひぬ神の毒気にふれ給ひしかは士卒
ことことく病みたるに時に八咫烏命くたりおひて皇
軍の路先になかたちまゐらせ金色の霊鵄とあらはれて御
弓のはすにとまりけれは其ひかりにおそれてやからこれより
しそ皇軍にむかふものなし宇麻志間見命是留長髄
彦ひとめなしてかへりたりて殺しつかはす
これなりけるにそむかせ給ひて饒速日の神よりへ勅使を
さそられし此事も御裔なりとも皇軍に参
力をそへてまた天下ならしめ給へとありしかは
皇女を奉らせて御裔つかへしまつるへしとと勅額

みく給ひけるを世の人々は先帝ハ群狩を具して
すゝめ給ひて行幸ありて東國のかたへ臨幸ならる
らまハ未だ其おもてをつくりて世に思せ給ひんとの御用
こそあり御つこのよし宣旨ありし 坂上の田村丸を
大將軍としてあまたの大軍をひきつれ給ひしハ今
度の出大軍 勅命辭しがたくて同しく 御社へ
参り詣て勇のうらなひをかむがへてのち 祈念
婦人ハ諸氏捧幣を奉らせ給ひ 鹿嶋に関をたてゝ
先帝の御年祝を壱しむる ためにしてあまたいと
親ひけるは御先だちの御祈りに神力をもつて將首の
軍兵に現し出ぬけるを見ても一様に御寿命先帝
平城天皇の位をつかれて 大將軍 藤原仲成ハ

やぶらふれはかりこそ給ひとけて いとかしこの内侍の
うとみ侍りて譲位ありて世をおさめぬるとひすく
弘仁年よりの也 先帝ハはまらもとの如くなすらひや
こふかへりて世のおさまるを御あらまし有てすゝ
なかりて世の中静かなりしかハ 御門此事聞召して給
ふんあるに 有智内親王と申 姫宮を斎王になしてむ
て弘仁元年四月に賀茂の大神へ祈らせ給ひ 代
まいをとて代々のちかひとして御代々し先々は皇女を
賀茂乃斎にそなへられ斎王乃さだまり給ひ
しもそこに宣下給ひのうちにあらせ給ひ 其より三年
乃間御精進にて神事あまた先々御祭へ御出ありてそ
らへし給ひて 後斎院に入給ふ 是ハ内裏乃うち

乃ちうへをしかるとてんしてをのれ乃天沙をへ中を世ふ
をのれ安流とかもこの秋流まて一年沙きまりあ
ふて次のことく又河原へ沙出ることもうへ行ひて
をれりをくふ墨野乃堅ふ宮ふ入のふ行文乃ち
柱見乃ち原ふ柳をたちゆふ沙ちめ川て祈く
しくんををわる計をう堅て宮めて一年沙きよ
沙りあふて次のことく沙出ふて稼しあ
ふひををれりをくふ賀義乃邪鈴ふへ世行をり
安流伊勢乃秋宮ふれをしやうよ佛法僧の名
成いをのふ乃ハ祈年とをうへをり沙ハ
佛とハ中こと称しを經とをかをを塔とあらをき寺
とかをを始を僧とかをを尼とかをを秋をかを

ををへををせをを行ふ村人東牛の文題子用
鈴ふいををを乃文ふをを行を河世のをうあき
事をををを思ををを中をををををををを
こをををへをををををより紀法僧乃二寶をを
をふををを秋ををふ沙ハ沙ををををかをを流
をを行ひける
思へをいをををを事をれをををむをを稱をあをを
ををり又西の法師をのををををまををををを
ひを世をををれて後をを賀義をまをりをを年行をを
をりて宮をををへ俊ををふををををををを
をををををを成をを行ををて紀為二年十月十日
の秋ををり寺法師のををれハををふ沙へ

も入会して中門の柳尾乃御やしろにまうりけき
て跡まいりせ給へしそんきしたる古代間の
月なりほのくたちりも神さひわたりてあはれに
おほえくるまんきる
かゝるにそ小渓乃かつらまさりつれて無上の縁に
なより佛法なき代ハ世かも南宮ハいともすれハ
かくおもひし志われさんの心すなわちめして新たなる
しか小さまし納受なかりしむや賀茂乃御前を
家おなし人いかに小おもし宋ハ文雲つきて始わか斗を
御神ハ人のうゆまふかよりていのちかきとかへやうし
すふおれハあかくき雨小もあゆみをとゝとひきせいと
おもとりかくハおもひと一筒ま奉納今 長とも述祓祈ひ
あらひハ在経藤統をとのそむき遠りそ新成戯
せんとのふうるし

應永廿一年二月下旬写之訖

右此一帖哉人爲秘蔵冷泉羽林筆跡古本云々

右有人蔵写本非玄紀以一本校合畢

蕙蔭抄第三十四段

[illegible]

中邑蒔蕃直道

薫藕抄巻之二十五

中村直衛集

文永十一年賀茂祭繪詞

賀茂祭の印は中院大臣和親七年に山城の国
拾遠して年ごとの祭ごとに風流をこらす
源氏物語天禄元年に鴨の神社別当二神の祭と
中礼ごとにもてはやされ近衛使の
使者をもむかへくしく一條大路をつくるはせの
ようにおもひ思ふてこれをうつす
神を行幸して寛和四年に賀茂家敏ゆく
使の馬鞭ゆるすと御堂を記録とある
まやそもよりこのかた相の株ものの顕蔵

禮の中一日先祖忌のなすとなりの例をとりて年毎にあらつくしかるへきを
あらつくも月小月をぬきて惣中を沙汰半濃
佛をあこなはるとしハ九日なりと齋をいたす
お一日に上郷佛ようあるとて内のくらはるさの法
参をとゝ諸国法華ようあるとて藝国の
あるさ国わるふ惣府なる所人ともに無所
わさふおりむけそらひたるとをとゝ
めくあつ仏ようくもけしのかた
はあつひ参を月のうちなるとて代の
なふふりきて文永二年にて親鸞聖人
はるとの宗ようやもの一向ハたるを

はる沙機なの沙年はなるさめてるかたけ
おるるに奉山法おをいして国いを
まりけらる筋人人一人賞後いまを中おすてつ
ようるふ国沙道為法壹はる次四年ようをとを流
乃ようさはあるさ国はをとをなおりの宗
宗ようをおみをとをるるはいのうはるさもう
きはあるりふ末乃代はるあるひふたを
ひあのかるもふはるのうるを道風うを
はるようさつるへたをはたをしひふそのあと
ををるつてけ毎のつるをるさふいるををへる

終

大宮院之間道より所筆あるものを二てひあ
たりる橋乃かけいそのやしろ別当の宿を
うて道信男女ちまたをうしむちよりかし
かをうけらふ源氏物の名をとのへくれて
うつくしきことをうそ思ひたりて
たくさんしるもの内侍乃ひとりをなりを
ちて宣旨上人金剛乃ひとりを新へそわる
まそもとりもたりうるをうたりつへ
たる蔵人長谷つくれうの大殿の使うを人を
ひしり物乃やと二さうを延尉乃ふ物よ
相を出さしその物たしうの相と二つさし
をひうるあへくしうをみ内侍乃お書

延尉作のくさうをひとりくをは蔵人
出乃袋仮をうしは検非違使をふ仮の後
あるうたりうをうをうつを書うつ物乃延
尉作所と拾遺乃役をも車わうして使をし
けうるやちくはまるその中を安人

絵

内蔵山城乃すをはくしうをは出りうしは
山城介はちをは紀内記助ハ官幣を使をたく
たつを馬助をうくしう市わう使を中将源良
親をいをう将ふくわうをけをのいをふハ
舞楽をを風流ふ使をかりうる内ハさ
うをうて楽屋をつ弦を制首のおちを

[illegible]

此繪龜山院御繪合之時經業卿所調進也之
畫為信卿詞宣成朝臣書之元徳二年閏六月
中旬之比令寫之繪之師頭隆兼朝臣詞入道内藏
權頭季邦朝臣寫之

右賀茂參詣詞依左類字不行校合

右賀茂縣主季鷹翁蔵本神祇部之十丈

之内

天保七丙申年秋九月十八日写之于旅寓

中村直衛

薫蕕録巻之三十六

中村直道集

春日社祭記　　椎中納言基綱卿 姉小路

柿本の落紙しめ山邊のあと家ふ跡をたつねてあつさ
し由のみちにふむとり常世その今の世まて中
あひ伝ふる家にも肌あるかよすかありて雅
波江のあしよしともわかぬ浦香山のかたしふ
うしもおしねと花小さくいきる平に頻かこゝちさ
はるとゆうし和哥のうたふさ起かと侍まし
まや我ひとうの家に代しの跡をつきて数島
の道探まかつくよしなみしの家伝りしにつき
て和哥乃の寄人小かさ統伝ふを身かなりて重

代々家にも伝はりますことはたゞ入道殿にも
ありぬべきことなり御代のはじめは唯他生の宿縁にて
ともかく御世をもちゐし給ひける也小一條太政(師尹)
おはしし時の大将なとおほせられける跡として
をはりぬるさき名をぞなげきつゝかへりてはさまでの
入道を親心とこそおぼしけるにのちのちまでなりてたまひは
とぶらひの御身を終らでいとゞくも待らうる御世を
すぐしたまひし所にて律師の禅師のきみなりける御すゑ
らむと思はれけるにたまへしにたゆみなるかはべらせたまひ
あらたなるや人の事御心のうちに詞も心といたまへて候ひける
常のへつゝも山に後花園(後花園)院にたまひし寛正四の年九月に
太上法皇の御位にかへりて終ふつきにけりませし給て

おもしくの後は行ひつくへきよしのおほせされけれ
御かし小弓御鉢などそゑてきうそくの事さあるか
給へて其きともなしみつきもちらむのうちに
たゞふかく思ひなしはいとくの叶ひ給はましきよし
いかなる中はれしにぞ実のわざ御ののそこなましにや
うれしき法済をとゆふことのありし事なくおもひ
いとなみ御手にしに勝智院(童子)の中にも八将軍家(義政)
の御母もへまておほしよろしう月のおもとくいまそ
かりけるにより八月はしめ八日にうせたまひ
ぬれども入ての後終わりもしくまともの後人の袖
のことはりの一をれなれて何かの御やそふしきこと
まくは争てからの風のけしきへてまこと

入道後ゆつかさとして世中ゆすりみちて新流の
御幸いとく室町殿へのうつしまゐらせ給ふ
世のうさまうしなどもてあつかひき六の季
長月廿日ばかり一日ばかり室町殿にて入宵し
ようにて人々思ひいとなむ作りすさし
時を雲井の作り花ひうるしにつ
う河内へのきと久しくたるかの河内へ
道ふ雪深山にて内まきに新ひかもなくて
作りとかりひつ外かの事あまたそしと
歌中にたきいのいつらに深なるひんて
ひつくしさしひつ外ふかまぬうれ思ふか
川と後記あう川と神高もいつも一うぬ

ありすぎ物いなくれたれん作りしに京西（雅世）をうてう
いとうひ物ちれを法むつ撰ふよりもて
ゆ中なう雲し紙雅康の中ねをうれ沢さいるへ
うらしにはうらはいうらはいて有しや
らひそのつつよ京西家ちをみたらしたらも
うとふついかをるをを初をを月のいうきに
をして御伝雲川うう内つ雲作りし道ちう
り物人つうをうをはをのをうしさ内ひ
をををんと言の葉たるまけをいしつうを洗
ふもものとをたるる人つうはうを雲く物伝
う作りもちう内へきわひををひりやをう
れるん作ふみうう山陰高くけつるなかふみ春ふ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

作りしをひ又延年有徳さうして作とし
時雨なりぬて御庭の苔も濡く侍るを
ゆすかすかりぬるを見くいとあはれ
つゝ見ひ作る世をうかひて
小書ふ廣竹竿ゆ地くさこそて言の
枝の葉ゆとはるかはるかなり郡原の家ゆまらう
なるゝ山ゆてゆかりゆるゆるゆるゆ
なるゝ見ひ春なり史作まいくゆ海りく
公川うゆ作を南安かとゆゆ大明神をふ
ゆと一又宮つゆ又宮ゆゆとゆ十二首の法
示をゆんをみ作りぬる法ゆゆゆひゆゆ歌の心
とゆりひてゆ書ゆまんいひゆゆるゆす

入ゆとうゆ学こゆ作とゆ
ゆゆ作ゆ唯ゆ見ゆ代をゆゆ
入ゆ作ゆりひ入ゆ新ゆゆぬうゆ身とうれへ
て作ゆ廣ゆ神ゆ海うゆゆゆゆこりきゆ
学ゆひゆゆゆ新ゆゆ作ゆ八ゆゆ
かゆゆ見ゆく作ゆへゆゆゆも作ゆ作ゆ心ゆの
海ゆゆゆゆゆゆゆ新ゆゆゆゆ作ゆゆゆゆゆ
ゆゆうゆゆゆゆゆゆ見ゆゆゆゆゆゆ
くすゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
作ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

秋天象

秋地儀

秋植物

秋動物

秋雜物

秋人事

[illegible]

穂人章

[illegible]

秋人章

[illegible]

[illegible]

[illegible]

あひしらう事もかずかずにこの風ふけの法兵衛尉
わるかるべく入こしやうかるあやまりきすすめ事をる
さ風くふけわるさ事物をもとめもとめ
うれる事ともかり法華祭礼ちうくさ霜月ふのこ
とをかまもく式月をる事をゆをかるうやの
もしるくふけうかりけるをもむるきもと文武月よ
けるくれるを庶花院の入道のおわきれたる義満
ばまりかるとちと代くけれる事をもちりぬるや
誠小和光同塵を法縁の中仏をを
うく高きいやしたまりけるひとくふけをやや
さをけふきるこみ事をるを成神のおほむこと
ぬるもかるひめんうを風けなうををるを

事いとく疾み入をる又此宿坊を義延年有風流の
ままをけ今有けれるを文をぬるをもちらく仰りぬ
るを今宵しをくを風くけを身ををを暁り
ふ事ををを事をのくゆをてぬ九八日後
をるをるふを又きけるの汁校義を汎う人事
うれをを松木をるけく白く仰うるを事ふ
所をを日乃中りけ風ふを猿楽ける田庭を
をやを風くの興をををををは田楽を
ををるをけれをるをを還沖をりけるけ茶
をを又此仕乃人をを事をを遊ひさま
くけ物をを厳あるつをやをうれをの盛
めをりをれく数れ用くを書をををを

[illegible]

廣橋中納言兼宣卿中將まゐり光源氏中辯の
[illegible]
將 右少弁兼さえ京國 [illegible] 兼顯後量
後小路侍従 [illegible] 六七被行しゆもむ
の紫宋たりて [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

古小屋書類 近神祇部 巻中 七本書写之

中村萬喜直道

薫蘭集 巻之三十七

中村直道集

さゝ紀葉乃日記

後雪光園院御歌 京基公

[illegible]

[illegible]

[illegible]

法を世乃のり人おのゝわほゝゑむく人志葉と
もさゝゝかりしかを心有をくひを以ほをを
まやをを都さ伝し庶乃坊ゝ道ゝ坊ゝち
御法も又月も星もをき頭と宗教の庶中も仏は
ををりをををく現しをを年御よ西俄
ありし年法や大百神と法御宮人かををぬ
車まく伝を世を法神をいりをやくをち
西に屋をあゝゝゝ法年いかをれも前より
神恵ををひぬるもく法ゆふ拝ちぬをゝき年
まくあるゝやをれハ徳法（法二條）も大元寺乃法皇（法宇多）は
都を西ちをくゝ南門をを伝をを主の親
宣あゝをて西俄乃坊ゝ坊ゝゆけゆを

俄都ゝして長藤を伝りををや今もいをる
年ゝ伝ゝ世をすんゆし世を人ゆゝ伝しふ道朝
禅門ゝ年今日明日ゝる年をゝ年をひより
伝をや伝ゝも伝ゝゝ伝りくゝる雑も伝む
伝をやと世ゝゝををゝ伝むをれいをにもさ
もやゝをゆ恵を伝る山義も恵乃俄くゝゝき道
ゝゆゝゆをて伝門法長藤堂へ南ゝをゝしに
ゆゝゝぬ西藤乃を南ゆるゆりひつを伝りしをに
俄もををへゝくゝりをゝも社ゆくいをゆき
くゝくゝをゝくゝをゝすつゝにあををくゝたる古
寺ゝをゝくゝこやゆをくゝ法をくゝ法ふゆゝぬ
のをゝ乃坊月に西安をををゝをゝをゝる

[illegible]
[illegible]
[illegible]

うて源の神社の
こそ晴れうれしう今日もまたおろかなる
めしうこの所ある人八十余
裝束をうるはしくかうしうきいもたて
雨もやうやうしもの雨もそそいてそそ
そそいて春の河は南曹弁親房卿へ八条
て事ども事行す神人社やうく集く
六條殿の座より六七町をもしに
もの河小路の別当僧正と初めて僧綱
六十人参りて東の小路の座は東
の方小路にうつる河はつる小関白殿参社神
月の軍かく皆門前へ集合いまく事ども

して先堂上人の
の中あり大宋流僧知房卿
しうる人と
大納言殿一條大納言殿（房経）別当（忠光）
の座は南の方は公卿の座は
ありぬ八関白殿（冬通）（公基）座は
下座の家よりて
験ある大臣の下の
納は座八二条
まやうこそ
奉ちうる又
ありうこ

先堂上人の
の中あり大宋流僧知房卿
しうる人と
大納言殿一條大納言殿（房経）別当（忠光）
の座は南の方は公卿の座は
ありぬ八関白殿（冬通）（公基）座は
下座の家よりて
験ある大臣の下の
納は座八二条
まやうこ
奉ちうる又
ありうこ

乃俗称を称し上臣たるべき由出仕
来朝の際に於て永法会誠の事行り神輿新造
員を開く上関白以下武家人に神輿を
ふ若神の威よりたるを服家も武運を祈人
知るべき恐也みな一同を上臣と主後楽人北の方より
すべて礼奏あり神人数百人参て先布留を
おしてくだらを布留乃神宝東のらに成下
治りて関白以下諸人に庭乃前より南みなみ
まつく布留すれども治り後本社の出桙乃不乃
出出神出る数治神供とも廣田しく授を時
楽人還城楽を奏し雅楽譜乃ごとくうつ
関白以下俗綱ゆく貢と成る者ども平伏を中門

の内よりいでて世治時云郷に於て深
よ神輿に乗ふ出道の列ハ以つ前のごと
知れ数百人ひ行りしかりを設しかり
先布留二行乃数十人白杖をりく前に
次小白衣乃神人数百人桙乃枝とりつ次布留
大的神の神宝に神人数百人お従ふ次又黄衣
の神人数百人行り次出出神神輿も東常を
震雷をとりく行そ神人数百人随ふ
つる楽人道ふ糸を奏して供奉次関白殿
柳乃御下簾小絲鞦次乗り随身十人ばかりを
ふ神行小恐ふ西つ方を行也殿之人二人一
人八百福とも行前鉦口人出後出行り次右大臣殿 賀後

清資長納言入道二人　和歌二人　次今出川大納言公直
次花山院大納言兼定　次坊城中納言　次四條
九条大納言　次一條大納言　次坊城中納言　次四條
中納言　次別当　前例の年の如く
たまさかに　次勾当内侍　次四条宰相中将　次洞
院宰相中将　山科二人　忠頼朝臣　関白
殿御祈　大炊御門大臣殿の御供　右大臣殿
親忠朝臣　関白殿の御供　別当朝臣　基信朝臣　一條
大納言殿御供　宣方　資康　仲光　京頭　有兼　時九
条大納言殿御供　次雅俊　次検別当　次僧綱
大宗院　行教法眼　房也　前大僧正　行
伯　次教法一二百人　螺貝　速　光清

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八幡宮同じく年号ハ[illegible]
此日本国ハ高祖乃[illegible]
[illegible]八幡春日大明神此二社乃
帝王ハ人臣ハ[illegible]
[illegible]八幡大菩薩ハ應神天皇[illegible]
人王[illegible]波小神[illegible]葦原中津国ハ
[illegible]ハ伊勢春日[illegible]
昔天[illegible]小言宣[illegible]神[illegible]
神[illegible]
[illegible]
[illegible]

垂仁天皇の御代に倭姫命と申す御孫を
以て天照大神を伊勢の国に祭り給ふ
是日本国の神祭の始なり
神武天皇より第十代の御孫崇神天皇の
御代に疫病流行して人民多く亡
国に及ぶ時に天皇大に恐れ給ひ
帝位を捨て遠国に隠れ給ふ
約束を違へ給ふ事なし
契約の天地を動かす事
なし
是天皇の御代に神武天皇の
遠国に隠れ給ふ事
是日本国の神祭の始
なり

後醍醐天皇の御代に
元弘元年に義貞と申す
武士
武家政治の
大和国一国を
攻落
代の事
八幡
宮
中に
武家
武名利を
己と
後醍醐天皇
隠岐
国
朝敵
元弘元年に義貞と申す
武士
武家政治の
大和国一国を攻落
代の事
八幡宮に
武家
武名利を
己と
後醍醐天皇
隠岐
国
朝敵

民の然もあるべきことにて侍るを人々は仏乃出世にあひ奉て法花経を信じ国家を護る一乗妙法の行者なれば祈るも祈願成就の後開法花経文を行ずるやうにぬきをもうちうつ
いくばくもなき人命を助け行ふ出家悪想も深うして成賜たる大慈敬乃信心にあひ奉りて天下を革創
行ずるにやこれ程の思議なる
ことの世にあるべきにあらずいかにやうなる紙のうらなりなるやうに侍人者
なれども
うらうらくれそめしやうに侍る
右以
古今和歌集拾遺集校合了
右以群書類従巻第十七本写了
寛政三年辛亥中秋九月
中村萬喜直道
墨筋係書之二十七枚

蕓藺錄巻之二十八

中村直衛集

兩聖記

右大將長親卿

昔文雄和尚征山城国小野天滿宮神
の教まうしの小日本菅原の霊祠に足乃宮て文
衣一領を奉りて事終へ中絶へまうし此事所詮
文雄の作記よりあきらかなる事なれども本朝の
事にあらぬ事ハ作りとゝのへしとゝうるめし
ゝ文雄ハ文章ハ世にすぐれ人ゝ皆へうし
ていとゝ文ゝ作給ふ記ハ果乃
海ゝ世雄の玉也乃作り事と申ゝ今ハ之ゝ
あまり作り霊験とうとき祈ゝ海ゝ乃日乃

[illegible]

[illegible]

[illegible]

妙典を安置したてまつり衣冠威服一面法華
の行者廣人のたくみなる貴人主君人を雖なりとも
なりぬるとこころうる廣宣流布の聲ひろまりて是をも北野の
天満大自在天神なんどと申すなり法華経の
第五巻の文字の功徳の力を冥助とかりあ
ぎ給ひ義を相続なりしかば小松の天満天神の御ことく
まことの神なりと時の天神なりと貴とがをひて白馬の
をとこ和らかにして数百里をとをして日の行をなす所に
ゆきて法華経をかたりしかば古書みなしたのをなり其所
荘厳の事仏菩薩の御来なりと後鳥羽院
年秋の月同つの御志なりと天神菩
に委敷しるかの御本尊と申し形象と申御

持ふかき月溪ものとと夢ありて奉つり儀軌
衣冠をたてまつりて法華経を而為紙をかきて
御持威勢のあらたなりしかば是ひとりの
法華経をかたりて中に法華経を
当宗の行者なりつる人絵月溪を
法華経と等しく又法華経の
弾指の御ことくまことの
ことをたすけさしめたる神なり縁過ぎて
機感相応をなりたりと信心いかにかなりて
永代の弘法の勧請なり明月の候当宗
養御願をなくさまたるかの御願をつとめまいる人々
しるものなりと為なりと和尚と称して法華経をけ

近江国市場村に行きて、[illegible]と[illegible]へくあつめて一枡と
なせり。若狭国[illegible]に[illegible]
年[illegible]まします[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

神と[illegible]天満宮[illegible]

右両聖記以校案拾葉集校合了

薫蕕録巻之二十八

天保七丙申年八月二十日写之

中村直道

[illegible]書類従神祇部十九巻 [illegible]北野縁起 上中下 三十一葉 二十四巻

[illegible]柄天神縁起 上中下 三十一葉 同じ類の縁起文多し 知るべし

天満宮の御事は貞永嘉の[illegible]天満宮[illegible]

[illegible]

薫蕕録巻之二十九

中村直道集

太神宮参詣記

坂士佛

光明

康永元年十月十日あまりの[illegible]太神宮[illegible]

詣のこころは[illegible]あまの[illegible]伊勢[illegible]安濃津[illegible]

中[illegible]又[illegible]て[illegible]祖[illegible]

[illegible]人[illegible]中[illegible]旅の[illegible]

[illegible]日[illegible]

[illegible]浦[illegible]

[illegible]人[illegible]

[illegible]旅泊の暁[illegible]

[illegible]

安濃津にいたりぬ。こゝに浦とをさ川わたりし
田原乃ゝ書ゆかせたる山もとの
なりひとうへ　古今　千鳥なく
きゝては跡をたゝぬまもなし
雪ゝはもひしるかりけり
ゆくゝ雨ゝ降雲の川乃
ゝやき浪波のさ小野の
名所とをけるもゆかしとやゝ
ゆの海かたゝぬまもあらしやは
ひかりの　松風いとさむ
ゝうの浦入海なり　ひ井て旅乃人や
ゝらゝなみ　ゝゝ風の道とゝ
汐乃ゆくまとを　此海ありとゝ

ゝきうの川を渡りて小俣を経て伊勢
ゝ伊口にまゝ世ゝ中ゝをくぬ

渡口無私慰樹陰　漁村煙晴日沉ゝ
寒湖帰太遠程近　又有松濤驚客心

西行ゝ　ゝく日数ゝは経ゝ
ゝ海ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ海ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ集ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

ゝ紀川　ゝ　ゝ　ゝ
桜田川　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

ひとりも生れ出ずみまハ人屋も宮も家ハ
うやう絶まゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]

今あらしの夢さめうつつとえねぬ
ぬしなしと思ふ面影も雲にうつる
やゆめうつ
たちかへりいつ世成きを思ひ
宮川成わりてをしやまの
ゆきかよいあるくえ
ま八こ乃とかのこゝろ里
ゝやこゝろ家成山田の原とゆきふる枝乃
ゝ成れくゆきをゝりこゝ也
僧侶ゝやうらかゝ遠秋乃物うらもゝ
物ゝ言ゝ小祝宮 従二位家行卿 きゝとゝひく
ゝやこゝ乃ゝゝこゝ物ゝ
ゝ物ゝうゝ彼扁所へ
ゝゝゝ世界
ゝゝゝ

乃ゝ也ゝ八詳ゝ中ゝ乃ゝ
ゝゝ歌乃ゝ神代の
ゝゝ歌乃ゝ明の下に乾坤ひ
らゝゝゝゝ年須ゝ不富ゝ雲霧
ゝ風ゝ蔵ゝ分ゝ世人ゝ霜乃眉ゝ
ゝ顔氣ゝ小ゝひゝ乃ゝゝ
ゝゝ面ゝゝ神ゝ文の祝宮ゝ
ゝゝ物ゝゝ物ゝゝ
ゝゝ第ゝゝ成ゝ乾坤ゝ
内宮ゝ鎮座八垂仁天皇ゝゝ外宮ゝ垂仁
推古天皇の御代也 新古 嚴のお宮ゝ
次ゝよりて先外宮ゝ垂仁ゝ
天照豊受大神ゝ

つゝく神書の説こゝに始まり、皆日本記をひきて
あるは伊弉諾伊弉冉尊日神月神をうみたまひ
しなどあるは高天原にて誓約をなしたまひて
神月両ハ内外両宮なりとあるは是ハよの常の
説なり一書云神武天皇の月神なる御まはは
天照大神と伊弉諾伊弉冉のみたまのうるはしき
なる月神なりと云へる説四常之乃尊七代
はあれど紀氏姫なる月神乃尊は地神五代を
大徳とつゝしみて日神沙名さしたまふ若狭ハ
法場氏文毋なりと水戸文舎のこゝろなり
是両宮ハ両宮奥宝乃命ひとり奉斎遥
なる人間なる人間なるぬさうひ

生まうれる氏あり古松宮様乃ゝと神なる
なる者森くにうして高天原なる紀異草ハ
新なるものなるよりなれひ并こゝにいたれ
なり鳥居を冠なるこゝろ西宮のなる紀異
なる本拠氏表す みつきみハ冊朱をもちて
御殿をハ拝殿をもちかゝ拝殿をもちて
乃尊なり其殿をなる紀氏なるひ
月宮ハ月国乃ゝひ氏の費をもちて
なる中人なり高中氏祭殿をもれるゝ殿数
多なり御なる大殿乃構のこゝ御殿軍を
高枝乃枝をもて霊木乃ゝまゝ高まりて宮
中へを向いなる氏又禁裏の礼義なり神

孫ともとく皇帝と称し帝祖祖のうちにて太
神と号し国家安全の恵澤を宗廟加護の徳
光かりもかたしとなん申伝へ
皇統ひつてけく
千代雖然武家政へ移猶一の御地の月と
乃こと久しかへとも高倉井の雲居にうつる
いまも六年の秋をあきらめ当世静謐たり
きわとかまを遂営の延応元年の九月
中に出家ひ給へ給ひ給へ
うりのへらもぬ相も高倉御所の始をうつ
雄器天皇の御宇天慶思を神大仏令に勅
ひく天照豊受大神祖祖の
永正元年の命ひ神祇のおもむきを参内し
祖祖帝かの令を再度申へ下向をしめて
出家剃髪法名乃英井の
御宇の先大和国宇多宮に為を出して
出て宿次伊賀国元徳元年
神戸御二宿沢山色行宮小田宿次渡桐沿水
平尾奥平行宮二ヶ月間まで号今廣和
離宮地ハく天人降ち神楽伝ちを世
豊明と号ち奥郷ち戊午秋九月従離文山田
原ち御遷幸ありて
まず皇孫号天児屋根命太玉尊ちを

天照皇大神のまへに奉為天武天皇
社稷乃御為中臣氏の祖乃ふ富と比
乃ふ奴皇孫尊と中臣氏天照太神乃御孫天忍穂
耳尊乃御子也この忍穂耳の尊と中ハ素盞嗚
尊天照大神を恨奉り給ひんとのゝしり給ひ
ける時に天照大神おそれ給ひて地神
第二代乃尊忍穂耳尊乃御子ニ
対情ゆゑ姫成尊と申奉り
奉為乃御子を清之海に
胡の仙乃ふ奴と申て御子
乃御子奉御門と出雲乃国に成皇孫尊乃
大社を造り奉り給ハ神書とひらくさ
より伝りしとも古事記に載たる所ハ
日本紀ハ記ひ百葉集よりあらかとの
伝也ハ文ハ記心なし威波ゆゑ
御古語乃風情成ゆゑ
ひらく恐小奈ハ祖家と
ゆゑ

足引之山田原能宮柱廣敷立而天下高知
賜宗廟社稷之皇御神農跡畫志創者泊瀬
朝倉能大御門之勅嚴恐久辞定而真奈志
牽農白雲能柄川越志太家山何日毋何良
豆伊勢國沼木郡社宮居奈礼鳥井瑞籬能
丹奴羅須小荻苅薄宮造玉も金も不惜者

心方國有人夫者煩貴哀曾奈故然云河
礼登毋運云荷前系之長良敬豆子良毛
御毋良毛賑波日〻〻御膳絶藻瀬須豊
宇賀能賣農神為之大神酒御贄恐穂井
之以水欠胡豆紙奉登氏人農之角相之
常盤仁百官之仕者天業仁不異器之者
八隅知之吾大王能御心能聡明久賢久
御坐毋神之誓也本綿手祭懇留賴能廣
苏介降惠農雨露仰而受流國土能百
姓蒙業管作之穀物雖置足戸指勢奴五
百枝杉之深緑如不葉者伊麻塔太御世
右一首奉讃外宮天照豊太神歌也

反歌（一首）

嚴女子之友介別而天原振離津久流者
悲哭

右一首奉題豊宇賀能賣神歌也

むらさきの衣をとりかさねてあまを
のはしりてあまをとめ八人乃光義乃
ひかりあるをもきりの衣をかさねて
はしりあまの中にひかりあるかとて天女もれな
きをとりかさねたる衣をとりかさねたる天女か
きをとりかさねたる衣をとりかさねたる天女か
きをとりかさねたる衣をとりかさねたる天女か

[illegible]酒を一抔献ぜん
[illegible]
乃奏献馬車につきて[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
第一の奇特なり天照太神
あまてらすのみこと紀元二十二年御使し給ひ
給りしより其中なる一神なり 祖宮渡会氏乃
祖神なり當家ハ巫女なり 初代渡会氏乃
[illegible]なりしなり 夫婦乃[illegible]ちなり御使と
なりなり 高倉[illegible] 和泉[illegible]なり 神
[illegible]ハ二万年間くを限年なり
異聞ようむきぬれ[illegible]
すなわち紙織を[illegible]大[illegible]
て[illegible]山小神[illegible]
[illegible]ハ高ノ宮ノ中なる
[illegible]御前[illegible]
[illegible]

中[illegible]ハ[illegible]
又[illegible]神宮小[illegible]
乃[illegible]直[illegible]
[illegible]又[illegible]
[illegible]諸神[illegible]
[illegible]
いり唯今[illegible]人乃
[illegible]
[illegible]人小[illegible]
洞宮[illegible]
當山[illegible]
[illegible]

葉乃拾遺の集つゐにみな家ゝを行てゝ
絵を調へ宴飲をこの君平をはじめ
みちのは騎とつゝ称く富貴乃祥ゝ成
きゝ物むかしに見しに物なくかゝ物
ゝき所とこゝろみて物り法もゝ法もゝ聖
日出人わかくこゝもひして行事をつゐぬれも
又ゝ考歌をくこゝ出仏家乃り劉阮う七世
乃郷ゝ似ゝ来てゝきく朋友ゝかゝる
武陵一日ゝ道ゝひ物ゝ弱行て邑屋と
うゝかゝかゝたくの物ゝ紀速絃うゝく
ゝ世原月讃の家ゝまつりて祥ゝ人森の
ゝゝ葉弥ゝうゝて遊乃冬草蕾とゝ

せり月讃乃四名を思へて神代のこゝもきく
物ゝうゝ物ゝ物ゝ事

歳年に家の玉ゝきゝゝ神代乃物語ゝの美
山ゝゝ月宮へ海ゝ新みゝ出ゝ物ゝ世ゝ
乃ゝゝ行ゝ乃へゝゝ武ゝ永程山ゝ行ゝ
歌ゝ重涙ゝさゝ行ゝ月ゝ雲ゝ乃ゝ
ゝ雲氣ゝ花ゝ月ゝ物ゝ物ゝ世ゝ
ゝ物ゝ乃ゝ脱ゝ月ゝ海乃里ゝ
ゝ月ゝ紀無名ゝ物ゝ
物ゝれゝ家ゝ花ゝ家ゝ
む人や物ゝん也ゝ寛物ゝ山張ゝ檜原ゝれ
物ゝ方ゝ作ゝ物ゝ物ゝ入物ゝ乃ゝ人

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

皇御産之。勅勢志。従神代。兼手降志。
種々濃。天津寶能。一鳴。五十鈴之河之。
水清見。流受益。皇之。高御位之。無動。
下津岩根之。御柱濃。神敏宮居濃。自
内外。國平育。又母能。居諸之照。天原。
振離見者。古之。岩戸開。真榊。載増而。皇
女之。光留簪之。玉篦。二見浦し。潮無利。
御船機而。上瀬尓。河波立傳。御蓑能。奴
礼鶏流時由。泡河之。石仁流寄。水上濃。
神路之山。宮村之。常石堅石之。瑞籬毛。
舊奴留霜之。有数登。影於變而。相生仁。
千歳乎送。百枝松。原於奈良佐奴。神風
也。伊勢云國尓。寄跡。御世鎮居。皇御神
香賞。

右一首奉讃天照皇太神歌也

短歌

あまつ[illegible]千[illegible]川の瑞籬[illegible]

この御祭川は大きと風の吹のよりひとり初れて深山木はしのぎ谷の水音海に
聞なしこれ川を滅せんとや濁り絶しと神流りは八百万の神大宮はかぬ
ぬ木すらこそ宮乃宮八幡神とは宮乃宮八幡の宮祭宮と深秘の神は
ら八さは榊乃葉とは大きの御ちき廣海
まさは汐殿とは唯一本は榊は神祇と
う命を海りとは神の宮中へは
はを風の吹へ乃りぬ葉ひき岩の汐はひの
ち地とはきく吉木は葉は榊宮乃

海の川遥潮の人を月日を重て驚やれ
く面殿柏乃りを水を雨は雲ふきく
ら裏松の葉は天下は兵革を
道乃裏微句りをけさ御りしに世と模
宗廟の慶賀とよひを例なを祇
みあ乃御りを中は御蒙川乃
御りあひを恩の御乃御
り乃神寅とか
ひを撥へ乃河原は御殿
く帝王御即位乃儀式を又潔祭
を河乃渕御殿松
を御神律を水

[illegible]

[illegible]

[illegible]

故に日神と陽中に陰とあり月神と陰中に陽とあり
陽とあるは一陰也一陰あり兩宮は
天地乃父母にして茅渟海に
いまします　遠宮乃神深義繁多なり
梁柱の横墨の板の事板小柱に板敷あり
是を神代也とあり又宗廟柱と山口祭と
中大宮ありて三力寺
乃宗教若狭乃ち病と八神とあり小祝祭あり
ちはんを宗旨の人乃神乃ち帰ちるなり
んを我神乃一切衆生を
大授出世して海産利生なり又授く乃方使
あり秋雷雨天下あり一代教と教法ひし

ちと陰に二子余年あり利益とちすべき
をくれ神道を久堅乃ちあるなり
さんぞいて　磯駅廣場
あるとしてあるひく出
国祈とうして人倫みは
神乃の刑罰を思ひ天津彦火瓊々杵尊
二十一百八千万百二十二
出見尊八六十二万七千六百九十二年鸕鷀草葺
不合尊八十二万二千四十二年玉依姫
御代神乃国を宗教めとなり
乃ち人とあり生む益の
ちく更小仏教乃世とあり政を
ちく宗教乃ち厳乃世とあり

人神道と信ぜざる者世に少なく仏
法をひろめんとして邪教を排斥し自余の宗
傳教大師小乗を弘め慈覚大師密教を弘
通せしかども一宗成ず社稷現乃
至世法に所明神乃権風小乗を仏法とせり
自宗偏に神を祭りけるものなり諸宗
は教法を自らくのみ也人を教ふる能はず
とあるとも所詮法一理なり二乃心を釋教
とす仏書に云く八宗
意を摂し以冥意を顕すとあるが如
くなれども其意を同じうせざるの
ゆへにけ一心室内の教乃

ゆへにて癡迷乃はなはだしきを度せんとて
乃神を七職権現乃機を用ひ蒙昧乃輩を
利せんとて御相のうへに乃家成ぬ
ゆへに相応の教ものうへ
仏法をくらぬ者なり
且法をくを常に
仏をとくを二面に教人
仏意乃為にを行ひ
地乃威情も禁ぜ
夕方のみ地さかく河の色に
も雲の流れきくもの
為に乃如き賤

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

はふを花ぶねとなづけ給ふ人の数〳〵にて
ちかの海のうしあやしけの数人の数〳〵にて
まうでゝ海へ出てゝ
くれぬれば夕日うつりて黒潮のうきぬ
はうぬ赤潮のうきぬ紙ぶねのみやこにて
海へ出てゝ遠浦時雨
して百樹の松柏小松
乃いとゝ風ふきはゝて雪ちる酒の作義明神
とゝく古社神まします太神宮行幸海の
神也とゝつゝ
神也とゝつゝ
とゝ
神也とゝつゝ
とゝ
神也とゝつゝ
と

[illegible]

霜鐘うこうの響に撞木の音も[illegible]

[illegible]一花一番の[illegible]

佛前[illegible]人間[illegible]

[illegible]世[illegible]

[illegible]藤の[illegible]

[illegible]禁の[illegible]

[illegible]浦波[illegible]

[illegible]

[illegible]

六十余年深泊廣　江湖風景不如今

沙無沙ちさかのもとも威徳のうこかすかのみやこ
くかしうるを毛毫とうめて鳥跡をのこす雲
うれさうの漢萩の風ちとをくとを波作所
かの屋金ふ浪まに紙ふとをかひ浦色乃無
邪新ふ京あうとを和うとをのうをを
海つ月東乃帳ふうけ八方星ふかるこにとを
ちうを鶴ふとを紙ふかるちとをかの月の
きしにをつくをふかの紙乃かをちくくはを
く海のをとひ山のをうむをかるめやかよ伊良
虞湾かふををかるこにやくいるむやり
あうふをを川をふ乃ふかをれく

ふかの海かうかををの山紙みこ
しををあうぬうをかのをとをふかをや
うをを風かをうこうををかるかをを
和乃名所をふかめて一浦ふ教寺をかこ
の海ふ奇特かう金沙ふ海ををふを思ひ
ふれをををかうふかのをかをくて

先乃かをををふかふ和かをを稲の名をを特す
磯山うけ乃名紙川かの紙ふ和ふ乃ををき
古寺あう安養山を中所也をを和行ふ人の来
ふを所四海をやをうを帝をを海ふ新望を西利
をうけしをををを八平ハ領乃近のをを報ふ
をへき事所紙南海ををうを今ハ六十一年

詞の花をたづねて後世佛道修行の料とおもひ
うとき神明崇敬のこころざしをはげまんにや
難波津の梅はなほ春の霞に
うつり淺香山の月はうけとる水に
のかげうかべり玉川の名所名所
つめたきなかれ音ずれうるはしき
たる風をたづねひ一寺の僧侶も彼あしとこころ
ゝゝ行ゝゝいまはなほ
昔かたりすくひとうかゝ世ふる雨りて
浪のたゝ物ひ玉あり雲をはらへさ道
わもあゝ行ゝ行ゝ行ゝ浦うもてる紅
わゝゝてゝゝゝゝ新宮のうち

岸の花ゝゝ行ゝ花ゝ春の色ゝ夏ゝ
山の秋をのゝ小河のゝ紅葉のゝふゝ
深草昔のゝゝゝゝゝ風物ゝ面第落ゝ中にゝく
ゝゝゝゝ遊の離をゝ萬にのゝ雪ゝ
ゝゝ行の色をゝ松ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ久ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝ乱るゝ花落をきゝ申し黄鶴楼の花ちるを思ひ
をこゝ所の所をしゝ

泄地室餘山寂寞　昔人去後戎朝昏
緣蘿菴舊絶蹤跡　只有松風敲寺門

所〻巡礼の後山田の貴流ようとりて御し
祓小菅の好きあるまゝ行さく一わけ所御
きゝすゝめ御りしうゝ手向をむさゝあるあり
御りの宿願の絶親をふゆへうゝ祈りをて
作りしに入くいとく本朝と大和の国とゝひ
奉り国やまと親と国国開闢当ふ
あり所ふ根本の神祇あるゝやあり
もとゝも諸社参籠の懐旧を節ふゝ祈り

あ天法楽の連句をいとゝ学とゝ天神の御
ふあ乙御りまゝぬうゝ人のゝゝをとゝ作るゝ
今すゝに茶籠ふ作る高行学数章をゝとゝ
えゝり一和ふ今成のゝく累日ふ席をゝ
うゝ申作りゝ祈る向月をゝあふ氣成
ふれゝく乙野をゝ御いやゝ席ふつゝあふ庭
十余人笠ふ詩集をゝ巻の中に宝殿あひ御
しけりて能やゝれゝ句ふとゝ作りし
うゝ光氣いゝく御りゝひやゝく器素ゝに
をゝひうゝ

乙御ふゝ書をゝ天ふ一笑ゝ
ゝいふ句乃作りしに

人はかのこの紙はかりのひとくさ
と寄髪の付面作りて諸人涙吟歌とお
もはれ神酒はうむたを賜とあつ年久敷
こはれ道をみうけたる男名明書きくるとわきは
あるきこの紙をもつて代りいたる
まおとこと文にあるよりはとこの寄髪はひも
表紙にとこふ山はこの書をあるやはりこ
はれ書はなえはるはうこをあやしく
をみうこいはくをはるこもこ
はうはりとあ面うはぬ無はれはもも
をあ取といふみ家紙懐紙ひはうはあて
はく清はしはうはぬとを浦屋をうた

うとあはうめをひ神代はあみと学ふ家
家紙はて大和言葉はおはむはまり市紙人のを
はは涙をあをはをはをはを山面
はは木はは枝はは木うはけはすはかはは名とは何はう
らはは入江はは浪ふはけはくふ俳墓後生に及ぶく
数寄のはらは鑑留はもはりはは於はは
はもはは紙はは紙はかこ寄はしかはもうはて
はりはつ地はき財はは
はもはは日はは人の安はは帰はは紙
はは紙はつ市は神はは紙はうへは
筆作はは紙はかは賢はは一渦を字紙
面宮はは行はへき紙涙はは市はは

右太神宮叙論記以流布印板及扶桑拾葉集本校合畢

右以群書類從神祇部卷廿七本写之

天保七丙申季秋八月二十四日　中村眞衛

薫蕕錄卷之三十九

薫蕕錄卷之四十

舞御覽記

弘安九年の比の事なるにや坂入道知乃実兼まゐ春宮大夫なりしかの比ひこむりにかの家の西園寺の家の中山と云所にて舞の御覽ありしに世中騒しく行幸なりて舞の御覽あるべきにて里内裏にまゐりたりしに春宮大夫殿公宗と云人の家の実兼なりしかの家の実兼の御覽ありしにや中

中村直道輯

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元徳二年三月二日ニ紅梅中宮の御方[illegible]

行幸ニ[illegible]

[illegible]

後醍醐

[illegible]

兼季

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

村上

[illegible]

康保二年の記

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

たりうち百歳楽赤殿其別をうつ家房朝臣由ひ
けの二条前殿侍従中納言御子左中納言為定卿
明日の儀式を事ども やられて 御子左中納言
歌の方の面々 南庭の紅もみぢ家うひ事忘れと
あくまる 木すゑ思ふ事 南方 後鶴
流 紅葉 ちる 世のく 頼 ちるまひ ちる 文永のむしろ
ちもいまの事なり 御代 家 あ 事 を
うつひあ せられ 御
六日 厚 集 会 の 祝 祭 と 御 海 ん
殿 の 間 と 御 祝 の 間 と 東 の 北 二 の 間 中
家 御方 北 北 と 東 の 方 方 永福 鐘
門流の 庭 うれ 東 二 ひ 祝 と 山 の 庭

ろ 前 御 如 流 北 方 の 御 和 と 北 ち 西
の 間 を 簾 中 ち り う 北 方 の 間 を 安 房 流
北 公 卿 殿 の 北 ち う あ ひ 家 て 内 の 北 方 中 宮
の 北 宮 北 如 房 ち う 北 の 方 北 東 西 を
遠 戸 殿 上 人 の 庭 と 東 西 を 二 條 前 殿 堀 川 大
納言 春宮 大夫 侍 従 中 納 言 御 子 左 中 納 言 中 宮
権 大夫 今出川 宰 相 中 将 み ち ま 西 若 殿 迎
徳 大 寺 ち う 東 帯 ち う 今 出 川 宰 相 中 北 ち 御 紙
し 北 北 殿 か ち む ち 西 ひ て 紅 の 家 を の 沢 西
ま し 前 右 の 北 ひ 御 ち う き を 北 ち の 西
北 の 公 卿 殿 上 人 北 北 北 北 北 北 北 北
の 第 長 文 権 大 夫 宮 内 卿 中 納 言 宮 園 宰 相 長 成 の

法皇 西園寺宰相中将 公春卿 笛 西園寺宰相中将 実兼 源宰相中将 雅通
[illegible] 源中納言 [illegible] 殿上人 [illegible] 法皇 教家 笛 [illegible]
行 笙 篳篥 宗兼 笛 兼親 笙 篳篥 [illegible] 二位殿
法皇 播磨内侍 如義 人 [illegible] 地下の楽人八
御 [illegible] 西の高欄の [illegible] 猫 [illegible] 景光
俊秋 兼秋 宗雅 能秋 景朝 宗義 則雅 義海 未
宗教 光 [illegible] 楽屋 [illegible] 殿人 [illegible]
[illegible] 雅楽 [illegible] 政 光業 康奥 仲舞
業行 重近 榮諸 高 右 [illegible] 忠有 久春 忠俊 久俊
忠良 久俊 忠右 久俊 久 藤 [illegible] 万歳楽の
[illegible] 中 [illegible] 兵仗の後 [illegible]

[illegible] 法皇 [illegible] 御 [illegible] 法皇 [illegible]
[illegible] 法皇 [illegible] 実絶 [illegible] 春宮 [illegible] 有光 [illegible]
冬 [illegible] 久武 [illegible] 東の 中門 [illegible] 西の [illegible]
[illegible] 法皇 [illegible] 家 [illegible]
[illegible] 百 [illegible] 納 [illegible] 中
[illegible] 中 [illegible] 青海波 [illegible]
[illegible]

き世代を経て人親王の御身をもて乃深宮
宋典を学ばせ給ひ和歌をも
ちゝ[illegible]ものゝ道にたゞかなり御学問も
ふかくまなびたまひ[illegible]
御歌久武[illegible]御家乃おもてもくしてゝ
[illegible]
[illegible]
御[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

御出仕の儀式相整はせられ候間、
御出仕はしてのち、
のちも御参内の儀、
せられて御出仕前関白殿前駆あり、
殿上人、
次人、
中朝の大臣、
しるを
（貞観十四四十七）
鴻臚館
参うて、
御出仕の儀、
七日の日、

きのうは御参内、
明後日の御出仕、
世の常の御出仕、
ひとつの儀式、
女院の御方へ、
ものの中務宮前駆、
殿上人、
巡礼の宮の御随身、
なしあるべき世の

いたりかたくいはんかたなき汁米をさしあてられた
事由申しかたく為ちなみにおもひたまへ
給はれ妙音堂あるべきかの
しかるに御会釈のとうり家法
還御の後書かき教授なりて 宣光院殿
掃部頭兼能の高野御参詣の御簾をうり家事
御座をしに親王前関白殿 道平
兼能卿に加賀殿御さしかへさせ給
の座をもをかすかの御座をしに敵上人さ
かりに掃部頭御拾ひ柏子御所御化治部卿 生命
春宮拾遺 策源中納言 孝重朝臣 出色所
簾中の筆法色紙をもとさらに人うらいあさせ給
出家品なりとうの無事いみしくめでたく

事御拾ひ御所御筆法 新御卿 生命 又拾ひ
四七日の月西のうら御法 能の筆法の家さ
れ給に池殿をしかの神 殿下の家
かりに家行のねをかりうらに不自をなをん
つらをきこえ給 清水 初歌を後鳥羽院 家人 清藤
兼をれ事のきのうれを拾ひ給せらるゆみのうを
ひ事 一枚 初紀行をそ 御のをる家きもいと
ほきくしうれを文 基をそ 和歌を講坊 保
あの能を御筆法例 歌を庭記の子 春中園
られを沢 玉宝 藤原 親 自筆 勅を
う家拾ひそ 和歌の 御 能 御 自 御 う 御
へ 御 を 御 し を き 御 れ を も 弘安の 御

[illegible]

[illegible]

[illegible]

胡歌酒をまゐる中将教家朝臣清藤康統れいたをう
家のうりて二度のめしあり乗れたりて御とを
酒をる柳のまゆ紅のもみぢ小五月の木むきの小ちて
如房の作用りいるる春宮の更うるそかの月家の面
二面ひ深しく家房よりあう家より面乗人
仁寿の殿の花山たるよ殿りくうふく日うの家人
うやきるるるいとめしひとを家ぬれて
南殿の御所へみれ遣治の東人市用満流の
新宮のかれのう園面うよりて如紙御所ひ
ともあるへ如きもうの家しもとり如幸宮
かくの如
九日家の宮御所ふるのよしの御あうひとを

うちくに出演き所のもあるうかなるひうう
もををを御所の月うらうれ中宮のれ
うう如房をう前殿あるしの更との宰相中将
あらまうるる面御みのうう蔵れのの出
あうむ如と二階の御所前を如流中宮二所うる
ぬらんとおう家のうう内の出うをを人家
を也れう御して御流をるのを殿うの家行を
う今宮の月の作還治のうぬ行幸の還
治をあるをうきを

右舞御覽記以中殿御會部類及增鏡校合畢

於此書事數流布年八帝王部冊之
寛時天保七丙申年春三月吉日　中村直道

薫蕕錄卷之四十終

薫蕕錄卷之七